

連載！ 知っておきたい家族信託の税務

第21回 一般社団法人と信託を活用した ファミリーガバナンス～税務からの検討



なり た かずまさ
成田 一正

国税専門官として税務調査に従事後、大手監査法人にて法定監査・株式公開のバックアップに従事。この頃から事業承継対策を専門とする。平成元年成田公認会計士事務所を設立。2011年税理士法人おおたかを設立、代表社員に就任、現在特別顧問。公認会計士、税理士、行政書士。

～はじめに～

老舗企業には、創業家ファミリーが企業経営を担っていることもあります。同族経営の良いところと悪いところについては、よく議論されていますが、創業家ファミリーが永続的に企業経営を担っていくのに、一定のガバナンスを保ちながら、意思決定を進めていく方式が見受けられます。最近では、事業承継の新たな手法として、一般社団法人と信託を活用して、ファミリー全体での集団統治により企業を継続させる、ファミリーガバナンスという考え方が提唱されてきています。

一般社団法人は、ファミリーから選出される複数名の個人による合議体（アドバイザリーボード）として設立させます。アドバイザリーボードのポイントは、株式の議決権行使や後継者選任等、ファミリーにとって重要な意思決定を、一定の資質を有すると認められた複数人

のメンバーで行うことができるようにする点です。ファミリーでビジネスを支えるという仕組みでは、一般社団法人をどのように設計していくかということがポイントになります。一般社団法人の機関は、社員総会・理事・理事会が存在しますが、社員総会が最高意思決定機関となりますが、構成員たる社員総会のメンバーをどのように設計していくかが重要です。ただし、本稿では枠組みの検討を主題としましたので、一般社団法人の社員は仮定で設計してあります。

同族株主内で経営を続けていく方法として、受益者連続型信託を活用するケースもあります。その他、家族信託が活用できる場面や、一般社団法人が活用できる場面もあります。

本稿では2つの私案を考えてみました。自社株承継信託については、まだまだ活用事例は多くないと思われますので、問題点は多くあるかもしれませんが、信託を利用することにより解決でき

ることを見出しながら、信託の活用を検討していきたいと思います。

I 後継者の決定を先に延ばす信託スキーム

1. 事例

オーナー経営者A（75歳）はX社の全株式を所有しています。

Aには、長男B（48歳）と二男C（45歳）の2人の子がいます。Aには弟D（65歳）がいて、会社の役員となって手伝ってくれています。

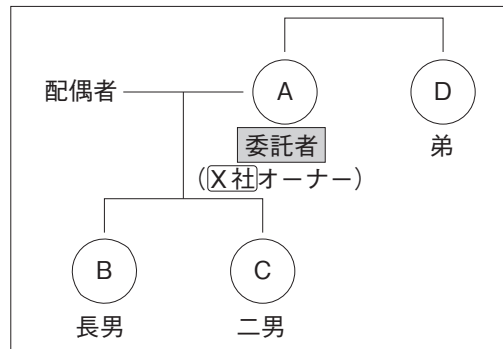
会社の事業は、長男Bが引き継ぐというので、Bを会社に入れて役員にしました。二男Cは優秀なのですが、自社の事業には興味がなく、家業とは関係のない上場会社の役員候補となっています。AはBの嫁と折り合いが悪く、B家族とも微妙な関係です。

AはBを後継者に決定することに少し躊躇していて、もう少し経営能力を確かめてから、自社株式を引き継ぎたいと考えています。ただ自分も高齢で、コロナの影響により業績が悪くなり自社株式評価額が下がっている今、事業のテコ入れ前に自社株対策を実行したいと希望しています。

そこで、Aは一般社団法人Yを設立して、Aと弟D（X社専務）および長年顧問として相談している弁護士と税理士に後継者選びを依頼することにしました。

前述のように、一般社団法人の設計が重要となります。会社の役員とか第三者を社員や理事にすることも可能です。

■ 相関図



■ 受託者

一般社団法人Y
社員：AとD
理事：A、D、顧問弁護士、顧問税理士

2. 信託の設定

Aを委託者として、自社株式と拠出金を一般社団法人Yに信託します。

(1) 信託契約の内容

- ・信託財産：当初拠出金現金、自社X社株式
- ・委託者：A
- ・受託者：Y法人
- ・受益者：信託契約締結時には決まっていない
X社の取締役会において代表取締役を選任された者
- ・その他：X社に対する議決権指図権はAが保有する
- ・信託の終了：受託者と受益者の合意

(2) Y法人の関係者

- ・社員：AとD
- ・理事：AとDおよび顧問弁護士、顧問税理士

(3) 信託設定時の課税関係

本事例では信託設定時には受益者等が存しない信託となり、法人課税信託となります。受益者が存しない信託については、信託財産は委託者（A）から受託者（Y法人）に贈与されたものとみなして課税関係が整理されます。

① 委託者（A）の課税関係

Aは、信託会社に対して贈与したものとみなされます。法人に対する贈与は、時価で贈与したものとみなされるため（所法6の3七、所法59①一）、譲渡所得税を負担することになります。

② 受託者（Y法人）の課税関係

ア) 法人税

受託者は信託財産の贈与を受けたものとして、自社株式の時価と拠出金の受贈益を計上します。法人として時価で受入処理することになります。受贈益には法人税が課税されます。

イ) 贈与税

本事例では、Y法人が委託者（A）から贈与を受けたものとして贈与税が課税されます。受益者が存しない信託をした時点で、将来の受益者として予定されている者が委託者の親族である場合に限り、受託者が得る受贈益に対して贈与税が課税されます（相法9の4）。なお、贈与税が課税される自社株式の評価は、財産評価基本通達に従って評価してよいと思われれます。

受託者は受領した信託財産の価値に対して、法人税と贈与税が二重に課税されてしまうため、贈与税の金額から法人税その他の税の額（相令1の10⑤）を控除して贈与税を計算することになります（相法9の4④）。なお、贈与税額よりも

法人税その他の税の額のほうが大きい場合には、控除できる金額は贈与税額となります。税金が還付されることはありません。

3. 信託期間中

X社から配当があった場合には、Y法人の所得として法人税の申告対象となります。Y法人は普通法人として課税されますが、X社の100%親会社なので受取配当金は全額益金不算入となります（法基通12の6-2-1等）。普通法人としての法人税等の申告が必要となります。

4. 後継者が決まり受益者が存することとなった場合

(1) 受託者（Y法人）の課税関係

受益者が存することになった場合、税務上は信託財産は受託者から受益者に移転することになりますが、信託財産に属する資産および負債は帳簿価額で引き継がれます（法法64の3②）。また、受託法人は受益者が存することになった時に解散があったものとされます（法法4の7八）。

(2) 受益者となる者（BまたはC）

受益者となる者が信託契約時において存する場合、信託財産を受託者から帳簿価額により引継ぎを受けたものとされます（所法67の3①）。受益者は受託者が存することになる直前における受託者の信託財産の帳簿価額により受け入れます（所令197の3）。

受入れをする信託財産に属する資産の帳簿価額が、負債の帳簿価額を超える場合でも所得税の収入金額に算入されませんし、逆の場合も損失はなかったものと

されます（所法67の3⑧）。

5. まとめ

(1) 信託設定時に、Y法人に法人税、贈与税が課税

- ・法人税は自社株式の時価で受贈益課税がなされます。
- ・贈与税は相続税評価額で課税されます。
- ・贈与税額から法人税額（地方税は除く）が控除されます。
- ・納税資金は委託者の当初拠出金等で賄います。

贈与税が課税されるならば、自社株評価が低いうちに実行したほうが良いこととなります。

(2) 信託設定時に、Aには自社株式の譲渡所得税が課税

(3) 信託期間中は、Y法人に法人税等が課税

益金が配当金しかなければ負担はそれほど大きくないでしょう。

(4) 後継者が決まり受益者が存することになった時

- ・法人課税信託は終了となります。
- ・Y法人は税務上解散となります。
- ・後継者はY法人が所有していた自社株式とその他の資産を帳簿価額で引き継ぐこととなります。

課税関係は生じません。

(5) Y法人の役割

Y法人の設計により、後継者の選択が可能となりました。新たな代表取締役Bを選任したとして、信託を終了しなければ議決権はY法人に残ったままです。ただし、新たな受益者が存することになった時には、税法ではそこで、法人課税

信託が終了することになります。いったんそこで、税は精算されますが、X社に対するガバナンスは継続していくこととなります。

II ファミリー内で分散した株式の議決権を集中させるスキーム

1. 問題点

創業して何代か承継を経た会社は、親族が少数の株主として株式を所有しています。その少数株主に相続が発生すると、さらに少数株主が増える可能性もあります。また、経営に一切関与しないながらも、経営者も交流がほとんどない親族が株主となっている会社もあります。親族ゆえに親族少数株主から会社にとって不利な要求をされることは少ないかもしれませんが、顔の見えない少数株主が存在することは、経営者にとって不気味なことでもあります。現経営者が親族株主と交流があるうちに少数株主を委託者兼受益者として信託する仕組みを導入することにより、受託者に議決権を委任する仕組みを導入することができます。

2. 事例

(1) 会社の状況

- ・古くからの酒造メーカーZ社
- ・少額であるが継続的に配当を行っている

(2) 株主の状況

- ・発行済株式数 10,000株
- ・代表取締役 E
株式持分 5,000株 (50%)
- ・取締役 F (Eの弟)
株式持分 3,000株 (30%)

- ・ Eの長男で後継者の予定 G
- ・ Eの祖父から株式を相続した Eの叔父 I

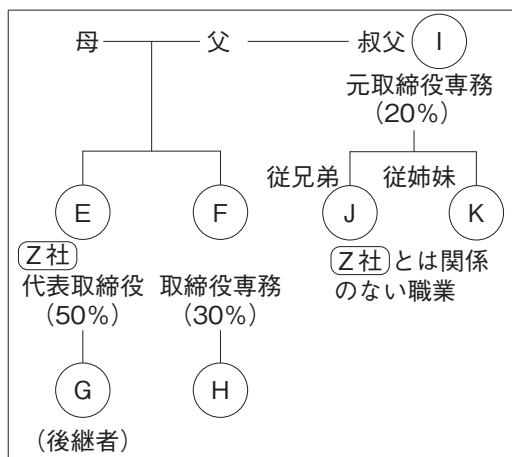
株式持分 2,000株 (20%)

(3) Eの想いとスキーム

Eの弟FはZ社の専務として活躍していますが、Fの子HもZ社に入社しており活躍し始めています。また、Z社の株式の一部を叔父Iが所有していますが、その子JはZ社とはまったく関係がない仕事に就いており、Z社には関心がありません。

そこで、安定経営のために一般社団法人Wを受託者として信託契約を締結し議決権の集中を図りたいと考えました。

■ 親族図 (Eから見た親族関係図) と会社の役割



■ 受託者

一般社団法人W

設立時社員：E、F、顧問弁護士、顧問
税理士
理事：E

3. 当初の信託契約の内容

(1) 受託者予定の一般社団法人W

- ・ W法人の目的：委託者が有する株式の信託を受託し管理運営をすること
- ・ 設立時社員：E、F、顧問弁護士、顧問税理士
- ・ 理事：E

(2) 信託財産

- ・ 信託財産：EとFが所有するZ社株式
ただし、信託契約においてEの受益権およびGの受益権にそれぞれ対応するZ社株式を特定する。

(3) 受益者と受益権について

① 受益者は委託者：E、F

Eの叔父Iにも加わってもらいたいが旨を依頼していましたが、当面は理解してもらえなかったため、EとFだけでも3分の2の議決権は確保できているため、信託を組成することにしました。

② 受益者の相続が発生したとき

受益者は受益者である本人が亡くなったとき、その受益権を承継する受益者(承継受益者)をあらかじめ指定します。Eの受益権はGに、Fの受益権はHを承継受益者としました。

③ 受益権の内容

受益権は、信託財産の利益(株式の配当)を得る権利です。

④ 受益者の変更

受益者は、受託者に同意を得ることで、受益者および承継受益者を変更することができます。

⑤ 受益権の譲渡

受益者は、受益者の親族以外に受益権を譲渡することはできません。また、受

益権を譲渡する際に、受益権を細分化することはできません。受益権の譲渡は、あらかじめ受託者の同意を得なければ譲渡により受益者を変更することはできません。

⑥ 信託の終了

信託が終了したときの残余財産の帰属権利者は、信託終了時の受益者となります。

(3) 信託の終了事由

① 受託者と受益者全員が同意をしたとき

② 信託法の終了事由（信 163）に該当したとき

(4) 議決権の行使

受益者（承継受益者）は、信託株式の議決権の行使を受託者に委任します。

受託者は行使した議決権について、毎年受益者に報告しなければなりません。

4. 追加信託

Iは、以前Z社において役員として在席しており、愛着もあります。最近になって、娘のKがIの財産についてとやかく要求し、自分にもZ社の株式の権利がほしいようなことを言い始めました。そこでIはZ社の安定経営のためには、自分の保有しているZ社株式を信託財産に追加したほうが良いと判断しました。

Iは受託者と受益者全員の同意を経て、Iの所有するZ社株式をIの受益権に特定しました。Iは後継受益者としてJを指定しました。

5. 出口戦略

(1) Iの相続と自社株式の譲渡

その後しばらくして、Iが亡くなった

ので、この信託の受益者はE、FのほかにもJとなりました。しかしJから、「自分はZ社の事業には関係がなく、相続税の納税も高額になるので、金銭に換えることはできないか」という相談がZ社にありました。Z社からしてみれば、W法人が議決権を行使できるのでこのままでもよいのですが、Iの会社に対する貢献度にも配慮して、金庫株として譲り受けることにしました。

受託者であるW法人は受益者全員の承認を得て、Iに特定された20%部分の株式をZ社に譲渡しました。

(2) Jの受益権部分の引き出し

Fの受益権はZ社株式から現金に換わり、Jは受託者とその他の受益者の同意を得て信託財産を引き出して固有の財産とし、相続税の納税資金に充てることができました。

6. 税務上の論点

(1) 追加信託の際の課税

当初信託のE、Fは同時にZ社株式を信託財産とし、1株当たりの金額は同額ですが、EとFは持株数が違います。受益権の持分も株数割合にしますので、課税関係は生じません。しかし、将来のことにも配慮して、取得する受益権にそれぞれ対応するZ社株式を特定することにしました。そこで、複数委託者が信託譲渡してもそれぞれの受益権に対応するZ社株式を特定していれば、譲渡所得税の懸念もなくなります。

追加出資をしたIについてはどうでしょうか？ 自社株式の評価額がいつも一定であるということはなかなかありません。タイミングがずれて追加信託をした

場合に、受益権の割合を単純に株数で設定してしまうと、E、FとIとの関係でみなし贈与課税の問題が生じます。しかし、この点もそれぞれの受益権がZ社株式と紐付いていれば贈与課税の懸念も解決できます。

(2) 従兄弟Jが相続後に発行法人に対して譲渡するときの課税

① 信託が継続している場合の課税

家族信託契約で、委託者の死亡で終了する事例は少なくないと思われます。信託が終了した後の税務の取扱いにはまだ検討すべき事項が多くあるかと思いますが、少なくとも終了しないで、受益者の相続人が相続後に信託財産を譲渡した時には、所得税法の規定が準用され、租税特別措置法が適用された結果、次のように課税されると思われます(相法9の2⑥、所法13)。

② 相続人が発行法人に対して株式を譲渡した時の課税

自社株式を承継する事業承継後継者が、相続税を納税するために相続した自社株式を発行法人に対して譲渡することにより、納税資金を捻出する事例は散見されるようです。この時には、次のアとイの課税の特例が利用できるとされています。

ア) みなし配当課税の適用除外

相続または遺贈により財産を取得した個人が、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、その相続税額に係る課税価格の計算に算入された上場株式等以外の株式(以下、「非上場株式」という)を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合には、一定

の手続きの下で、非上場株式の譲渡の対価として発行会社から交付を受けた金銭の額が、発行会社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税は行われません(措法9の7①、措令5の2)。

また、この適用を受ける金額については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができます(措法9の7②)。この租税特別措置法の特例は、信託財産の譲渡でも適用があると思われます(所法13)。

イ) 相続税の取得費加算の特例

相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続税の課税価格に算入された資産の譲渡をした場合には譲渡所得の金額の計算上、次の算式で計算される金額を取得費に加算することができます(措法39)。

$$\text{取得費加算額} = \frac{\text{譲渡者に係る確定相続税額}}{\times \frac{\text{譲渡資産の相続税評価額}}{\text{譲渡者の相続税の課税価格}}}$$

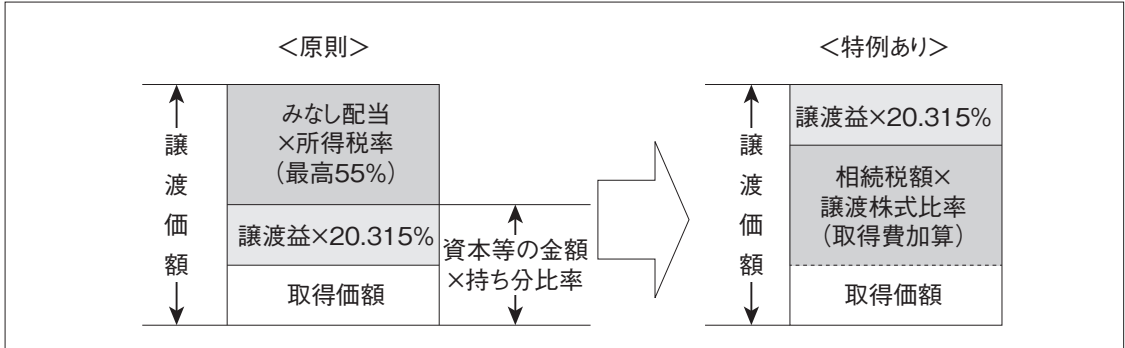
③ 特例の規定

租税特別措置法39条は「相続又は遺贈による財産の取得」になっていますので、特に非上場株式や信託受益権であっても適用はあるものと思われます。

◆租税特別措置法39条 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例

相続又は遺贈……による財産の取得
……をした個人で当該相続又は遺贈に

■ 相続人が相続する非上場株式を自社に売却した際の課税制度



つき同法の規定による相続税額があるものが……資産の譲渡……をした場合における譲渡所得

このように検討すると、事例の場合にはJが株式の発行法人であるZ社に自己株式として譲渡した場合には、特例の適用があるものと思われま

6. ファミリーガバナンスの継続

この事例は同族会社の株主が分散していくことにより、安定経営の支障がないように一般社団法人を受託者として、株主としての議決権を保持していくことを目的としました。株主に同族関係者が多く、株主が一定の方向に向いているとは限らないため、有効な方法と考えられま

またこの方法は、同族株主に限らず少数株主が存在するような会社にも活用できるのではないかと考えています。経営を託すところの経営者を選ぶ一般社団法人という母体があれば、経営者の暴走も抑止でき、継続した経営が可能になるのではないのでしょうか。

～おわりに～

事業承継が待たなしの時代に差しかり、事業をどのように次世代に引き継いでいくか、大きな命題が現実化しています。M&A・廃業ではなく、信託を活用できる場面もあるかもしれません。家族信託の実行までにはいくつかハードルがありますが、持続可能な事業形態の1つとして検討いただければと考えました。

【凡 例】

相法	相続税法
相令	相続税法施行令
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
信	信託法
法法	法人税法
法基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令

【条・項・号の略について】

条……算用数字
項……マル付き数字
号……漢数字
例) 信託法第21条第2項第4号 ⇒ 信21②四